

## 倉吉市除雪機械運転手育成支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市除雪機械運転手育成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 補助金は、鳥取県と倉吉市が連携し、市内の道路、農道、林道その他の公共の交通又は輸送の用に供される施設（以下「道路等」という。）での除雪における除雪機械の運転手となる若手人材を育成し、冬期も安心して暮らすことができる地域づくりを進めることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 市長は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げるいずれかの者（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に係る資格取得者1人につき40万円を限度とし、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

### (補助事業者の責務)

第4条 補助事業者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、原則として県内の自動車教習所等において補助事業を実施するよう努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、（毎年）市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が

明らかになった後、速やかに交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届を要しない場合）

第7条 規則第11条第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する場合以外の場合とする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の市長が別に指定する変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の4月10日のいずれか早い日

（2）規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、規則第20条の規定による請求書の提出があったときは、30日以内に補助金を交付する。

（補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る資格取得者が次に掲げる場合に該当することとなったときは、当該資格取得者に係る部分の補助金の全額を返還しなければならない。

（1）補助金により資格を取得した補助事業者が資格取得後3年を経過する日までに県外へ転居した場合

（2）補助金により県内の事業所において使用する者に資格を取得させた事業主たる補助事業者が次のいずれかに該当することとなった場合

ア 補助金により資格を取得させた県外在住者を資格取得後3年を経過する日までに県内の事業所において使用しないこととなった場合

イ 補助金により資格を取得させた県外在住者が資格取得後3年を経過する日までに県内の事業所において除雪業務を行わないこととした場合

2 補助事業者は、補助事業に係る資格取得者が次に掲げる場合に該当することとなったときは、資格取得者に係る部分の2分の1に相当する額の補助金を返還しなければならない。

(1) 補助金により資格を取得した補助事業者が資格取得後3年を経過する日までに市外へ転居した場合

(2) 補助金により資格を取得した補助事業者が資格取得後3年を経過する日までに市内の道路等の除雪業務を行わないこととした場合

(3) 補助金により資格を取得させた事業所において使用する者が資格取得後3年を経過する日までに市内の道路等の除雪業務を行わないこととした場合

(報告の徴取)

第12条 市長は、事業の実施について確認する必要があると認めるときは、当該補助事業者に対し、必要な報告を求めることができる。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月14日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率
<p>除雪機械の運転に必要な資格の取得に係る事業</p>	<p>(1) 市内に住所を有する者であって、市内において道路等の除雪業務に従事するため、自ら除雪機械の運転に必要な資格を取得するもの</p> <p>(2) 市内に事業所を置く事業主であって、市内において道路等の除雪業務に従事するため、事業所において使用する者に除雪機械の運転に必要な資格を取得させるもの</p>	<p>公安委員会指定自動車教習所又は非公認の自動車教習所の教習料、学科・実技試験料及び運転免許受験料並びに労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく車両系建設機械運転技能講習料</p>	<p>3分の2</p>